

水戸市雨水排水施設整備プログラムについて

1 計画策定の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

本市の雨水排水施設は、中心市街地を対象に 1953（昭和 28）年から整備を開始しました。雨水排水施設は基本的に下流から順に整備を図るため、整備が完了するまでに膨大な時間と費用が必要となります。

このような状況の中、近年の局地的な集中豪雨や都市化の進展、緑地の減少に伴う雨水流出量の増加によって浸水被害が多く発生していることから、効率的かつ効果的な対策を行っていくためには、「どの場所から」・「どの程度の対策効果」を行うかを明確にする必要があります。

そこで、これまでの雨水排水施設の対策方針や整備内容を踏まえて、既存施設を有効に活用しながら早期に浸水被害の軽減を目指すものとして、「都市機能の確保」・「個人財産の保護」を目的とした『雨水排水施設整備プログラム』を策定するものとなりました。

(2) 計画期間

2015（平成 27）年度から 2023（平成 35）年度までの 9 年間

2 計画の基本的方向

(1) 基本方針

- 早期に浸水被害の軽減を図るため、下流から順に行う幹線水路の整備とあわせて、既存施設を有効活用した雨水排水施設の整備を推進します。
- 限られた財源の中で、効率的かつ効果的に雨水排水施設を整備するため、重点地区を定めて、重点地区における被害箇所を優先的に整備します。
- 浸水被害の一層の軽減を目指して、雨水貯留施設等によって地下への浸透や雨水の利活用を図るなど、市民、事業者との協働による雨水流出の抑制に向けた取り組みを促進していきます。

(2) 目標指数

総合的な雨水対策により、浸水被害箇所の大幅な減少を目指します

2013（平成 25）年度末
215 か所



2018（平成 30）年度末
130 か所



2023（平成 35）年度末
20 か所

3 雨水対策の具体的方針

本市では浸水被害の早期軽減を図るため、幹線水路や雨水調整池、強制排水施設、さらに既存の雨水排水路の流下機能改善などの整備とあわせて、市民、事業者との協働による取り組みを促進する等の総合的な雨水対策を進めていきます。

対策手法		対策内容
面的整備	都市下水路	幹線水路が未整備、または著しく能力不足となっている地区では、50.3mm/hの降雨に対応した幹線水路等の整備を実施します。
	排水路	
	公共下水道	公共下水道の計画において定める排水区単位で雨水排水計画を策定し、5～7年の間に整備可能な範囲を対象に、主要施設の施設規模と配置の検討を行い、主要施設の整備を実施します。
流下機能改善		おおむね30mm/hの降雨に対応するよう、既存水路の増強（布設替え・バイパス管の設置）等により、雨水排水路の流下機能改善を図ります。
個別対策		現場状況に応じて、道路側溝の整備や集水枡を設置し、宅地への流入防止などの対策を実施します。
関連施策		雨水流出抑制や交通規制、土のうの設置等により減災を図るものとします。

①重点地区における具体的方針

重点地区では、より効率的かつ効果的な整備を実施していくため、面的整備の他、流下機能改善等の手法を積極的に取り入れて早期軽減を図ります。

②一般地区における具体的方針

一般地区では被害状況や現場状況に応じて、「道路側溝の整備、集水枡の設置、宅地への流入防止」等の個別対策を実施することで対策を進めていきます。

③その他の関連施策

関連施策として、雨水流出抑制や交通規制、土のうの設置を実施するなど、市民、事業者との協働により減災を図るものとします。